居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばな いことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目 申立人ら日常生活阻害慰謝料(増額分) 255万円
- 2 期間平成23年3月11日から平成30年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金255万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決 センターに交付する。 令和3年5月10日

(仲介委員 井ノ上 正男)